

# 公益社団法人熊本県看護協会 定款

## 目 次

- 第1章 総 則 (第1条―第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条―第4条)
- 第3章 会 員 (第5条―第11条)
- 第4章 総 会 (第12条―第20条)
- 第5章 役員等 (第21条―第30条)
- 第6章 理事会 (第31条―第38条)
- 第7章 委員会 (第39条―第40条)
- 第8章 事務局 (第41条)
- 第9章 支部等 (第42条―第43条)
- 第10章 資産及び会計 (第44条―第49条)
- 第11章 定款の変更、合併及び解散等 (第50条―第55条)
- 第12章 公 告 (第56条)
- 第13章 雑 則 (第57条)
- 附 則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、公益社団法人熊本県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会(以下「日本看護協会」という。)と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職」という。)が、教育と研鑽に根ざした専門性にに基づき看護の質の向上を図るとともに、看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて地域のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、熊本県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、熊本県内において次の事業を行う。

- (1) 教育等による看護の質向上に関する事業
- (2) 看護職員の確保、定着及び労働環境の改善に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善に関する事業
- (4) 県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (6) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会はその他の事業として、会員の相互扶助・福利厚生事業等を行う。

### 第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

ア 熊本県内に勤務し、又は居住する看護職であって本会の目的に賛同して入会したもの。

イ アの正会員であったもので、日本国内に勤務又は居住せず、本会への加入の継続を希望したもの。

ウ 日本国内に勤務又は居住せず、イに準ずるものとして本会が認めたもの。

(2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績があり、且つ本会に功労があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの。

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、本会が指定する手続きにより、入会を申し込まなければならない。

2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申し込むものとする。

3 本会又は日本看護協会を除名されてから5年を経過していない者の入会は、これを認めない。

(会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、定款細則にお

いて別に定める、会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 正会員は、所定の手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は定款細則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正会員が当該年度の会費を正当な理由なく、その事業年度における 3 月末日までに納入しないとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第 4 章 総 会

(構成及び議決権)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

3 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 理事及び監事に対する費用弁償の基準
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、法人法上の定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 総正会員の議決権の10分の1の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。

- 2 通常総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに書面により、すべての会員に通知しなければならない。なお、臨時総会を開催する場合にあっては、開催1週間前までに通知することとする。
- 3 前条第3項第2号の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は2名以上とし、理事会で正会員の中から選出し、総会において承認を得なければならない。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 監事の解任
  - (3) 会員の除名
  - (4) 本会の解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 前項の議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 名以上 18 名以内
- (2) 監事 3 名

2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名ないし 2 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち 1 人については、会員以外の者から選任する。

2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

(役員親族等割合の制限及び欠格事由)

第 23 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

3 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 6 条に該当する者
- (4) 認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 5 副会長及び常務理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 6 会長、副会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任及び資格喪失)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

- 2 第23条第3項に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会で定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、理事又は監事に対しては、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(役員の実任免除)

第 29 条 理事又は監事が、その任務を怠り、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の責任について、法令で定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 30 条 本会に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問の任期は、2 年とする。
- 6 顧問は無給とし、費用を弁償することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。



- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第 29 条第 1 項に規定する責任の免除

（招集）

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

（定足数）

第 35 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

（決議）

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

（理事会の決議の省略）

第 37 条 前条の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 委員会

(職能委員会)

第 39 条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
  - (2) 助産師職能委員会
  - (3) 看護師職能委員会 I
  - (4) 看護師職能委員会 II
- 2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。
  - 3 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師職能の理事をもって充てる。
  - 4 各職能委員会の委員は、推薦委員会が推薦し、理事会において選任する。
  - 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第 40 条 前条に定める委員会のほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の法定機関の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 41 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 9 章 支部等

(支部)

第 42 条 本会に支部を置く。

2 支部の組織その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業所)

第 43 条 第 4 条第 5 号に規定する事業を実施するため、理事会の決議を経て、居宅介護支援事業を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）並びに訪問看護事業、訪問介護事業等を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）を設置することができる。

2 前項の居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーションの組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 45 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第 46 条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第51条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第 52 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 53 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、総会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 54 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 12 章 公 告

(公告方法)

第 56 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第 13 章 雑 則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下

「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、高島和歌子、副会長は、嶋田晶子、堀田美波、常務理事は、竹田和子とする。

4 社団法人熊本県看護協会の定款は、附則第 2 項に規定する解散登記の日に廃止する。

1 この改正定款は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

定款の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「入会申込書に当該年度の会費をそえて会長に提出しなければならない」を「本会が指定する手続きにより、入会を申し込まなければならない」に改め、第 2 項中「申請する」を「申し込む」に改める。

第 8 条中「理事会が別に定める退会届を会長に提出して」を「所定の手続きにより」に改める。

第 10 条第 4 号を「正会員が当該年度の会費を正当な理由なく、その事業年度における 3 月末日までに納入しないとき。」に改める。

第 23 条の見出しを「(役員親族等割合の制限及び欠格事項)」に改め、同条第 3 項に役員欠格事由を挿入する。

第 27 条の見出しを「(解任及び資格喪失)」に改め、同条第 2 項に役員資格喪失を挿入する。

第 39 条第 1 項第 3 号を「看護師職能委員会 I」に改正し、第 3 号の次に「(4)看護師職能委員会 II」を加える。

第 53 条中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)」を「認定法」に改める。